

◆赤堀伴七「文久記聞 九」（文書番号8902-76、群馬県立文書館蔵）
※67頁
京都風説書

千種少将家老

香川八兵衛

當二月頃歟、浪士体之もの七八人押入、右八兵衛二面會いたし
度段申入候處、香川も兼而心得居候二付、二階へ隠れ居
十式才ニ相成候八兵衛忤并下女罷出、他出之よし相答候處、
在所不致なとて押隠し候義ニ候ハ、此忤ヲさし殺
すへしとて刀之切先ヲ差付せめ問候處、右之忤涙ながら
私ヲ殺し父を助ケ給れかしと頻リニ相詫、下女も同し
く出て、其御子私ヲも殺し給ひて主人ハ助ケ給れと
泣く相詫候、其忠孝ニ感し浪人もさすかに手ヲ下し兼
候所、八兵衛二階より見るに忍ひず、かけ下り、切害致
され候よし、扱八兵衛之片腕ヲ打落し紙ニ包ミ水引ヲ
かけ千種家之玄關へ持参、御當家之片腕と御たのミ
思召八兵衛ニ候間、片腕ヲ進上候也とて申捨帰り候よし、
夫より右八兵衛罪状ヲ書記し、小笠原圖書頭殿、
岡部駿河守殿、御目付沢勘七郎殿へ右御三人名當ニいたし
一橋殿御旅館之御門前へ捨置候よし
香川八兵衛宅之ふすまへ同人忤之孝心、下女之忠
節感心するよし之文ヲ記し立去候よし

千種少将、岩倉三位、九條殿

右御三方、京師御追放被 仰付候よし、九條殿者

九條村へ御隠居被成横死被成候与申風聞

※68頁

大坂方来翰写

前畧、當地御固メ之大名者夫々手配いたし、陣屋近
所之邪魔ニなる家者為立退、兵庫之御固メ

松平大膳太夫様二者摩那^{*}（耶力）山ニ御本陣ヲ居候、麓之

十三ヶ村之百姓家へ軍勢ヲ入置、海岸ニ者簷ヲ

立、厳重之御備之由、右ニ付大坂市中之もの并ニ

近在近国迄も今ニも軍サ始り可申様騒立候

次第時之間ニ斯迄轉變いたし候義実ニ歎息之

至ニ奉存候

京師方来翰写

當月十八日、一橋様、和泉守様、周防守様、不時ニ

御参 内被遊、御退出、夜五ツ半時頃、御乗切¹ニ而直々御三方とも二条 御城江被為入、二条御城方即刻諸御大名衆江乗切ニ而御使有之、直々諸御大名衆二条江御登 城ニ相成退散、暁七ツ半時過之由、尤御用品之義者相分り不申候事一同十九日

公方様廿一日當地 御發駕可被遊処、御所方被 仰出候趣も有之候ニ付 御發駕御延引暫 御滞京被遊候旨被 仰出候、此段向々江可被申達旨御通辞有之事一嶋津三郎、中川之宮ニ組し、中川宮屋敷ニ固候人数三郎家来五拾人程も有之候よし風聞、三郎

※69頁

国許御戻し之由ニ而當十八日京地發足いたし候事右ニ付茂書面ニ申上兼候風聞も有之、慥ニ者相分り不申候事一伊勢大神宮御固尾州江被 仰出候ニ付、追々警衛發足いたし候事

京師方書翰写前畧

○甲賀与力同心上京之者

二月廿八日、町奉行組江根来与力同心○一同出役被申付候三月十三日夜方會津家奉行所警衛相止候ニ付、泊り相初与力三人、同心拾人泊り申候 中畧 雜費御手當等同ニ相成申候、鉢卷、たすき、合印等御渡しニ相成申候、尤非常奉行衆出馬之節者先跡江附添申候積り諸出役并召捕者夜廻り等無人之節者屯人数之内方参り牢屋鋪江も差加へ候積り右者東寺与申寺ニ有之、足利三代之木像之首ヲ取四条河原江梟首致し候ニ付、右浪人召捕ニ相成、其外京中浪人入込候よしニ付、町奉行所人少加勢として御警衛被 仰付候、會津家ニ而八人召捕申候毎夜會津家廻り方者拔身槍式三本先江持、四五拾人位捧鎗持参、雨具も無之見廻り申候又町奉行方出役致し、近州ニ而三人召捕差登せニ相成候間、瀧上与申所迄受取ニ参り手前外組之もの四人出役致し、瀧上茶屋ニ而待居、彦根膳所家方人数凡五六十人附添申候、町奉行与力

※70頁

¹ 出立地から目的地まで馬を乗り通すこと。

同心根来田関組同心五六人ツ、相交、囚人駕籠へ差添参り、牢屋敷送り申候、右浪人者三人二而老入者備前家来、老入者土井家来、老入者彦根町人之よしニ有之候

一五日頃三条河原ニ刀疵有之死首捨有之候

一七日夜祇園町邊果し合有之、切殺し之上、揚屋

二階方家根江上り切腹致し候、其夜太田口与申

所、黒羽二重小袖着用之者切られ胴計り有之候由

正月方當月八日追々凡九拾人も切られ候よし

一三月四日、無御滞 御上洛市中雜人辻拜見

致し申候、七日 御参内、十一日加茂両社

行幸有之、公方様供奉被遊御三方^家

一橋殿、諸大名、御老若方御供、公家衆供奉ニ御座候

誠ニ以前代未聞ニ御座候、今出川御道筋ニ而四五

間位之所御間近く奉拝難有事ニ奉存候、下畧

京師方来翰写

扱當二月十日河原御殿江大納言様、一ツ橋様

松平肥後守様、松平相模守、御内密御用談ニ而

被為入、翌十一日大納言様御發駕懸ケニ御立寄

相成、猶又一橋様、松下(平九) 肥後守様、松平相模守様

松平春嶽様、松平容堂様、大目付岡部駿河守様

竹田耕雲斎、右御客来ニ而御内密御用談有之

御用筋之義者更ニ相分り不申候

※71頁

同十二日晝六ツ時、松平肥後守様當御殿江不時ニ

被為入、同時松平相模守様も被為入、御退散、九ツ

時頃、同日八ツ時頃即刻之御供揃ニ而前大納言様、

一ツ橋様江被為入、帰御、夜九ツ時頃

十八日御参内大名衆

尾張前大納言様 一ツ橋中納言様

松平春嶽様 松平肥後守様

同 長門守様 同 容堂様

同 閑叟様 同 相模守様

同 美濃守様 同 安藝守様

同 淡路守様 同 出羽守様

同 主殿守様 細川越中守様

佐竹右京太夫様 上杉弾正大弼様

中川修理太夫様 池田信濃守様

右之通、御所ニおゐて大評定之由承り候、是又御

用談之義者相分り不申候、且又當時松平肥後

守様 禁裏守護ニ付、廻り方毎夜百人

程も有之、老組之内手鎗、拔身所持之者三人

程より捧持之者八人程、重役体之人式三人、がんどう
挑灯持式人、右幾手ニも相分り、夜中相廻り當月
廿六日會津廻り方ニ而浪人五人召捕、同廿七日曉浪人
式拾壹人内十六人生捕、五人者首切取、いづれも會
津侯御旅館黒谷浄土宗本寺江持込候、同日
姉小路辺浪人共囲ひ置候宿式人町名主召捕

※72頁

是又黒谷江洩れ候事ニ御座候、下畧

亥二月廿三日、加茂川筋三條大橋より式丁程下川原ニ
木像之首三ツ白木板ニ載せ、梟首いたし、等持院殿
室逗（カ）院殿²、鹿苑院殿之三位牌鉤下、左之通板ニ書記

逆賊

足利尊氏
同 義詮
同 義満

正名分之今日當り鎌倉以来之逆臣一々遂吟
味可處誅戮之處、此三賊巨魁たるによつて
先其醜像江天誅を加る者也

文久三亥年二月廿三日

※上欄「加茂川／木像之首／梟（左横に「梟」首）」

同日 三条大橋西詰ニ白木板ニ左之通認有之

逆賊足利十五代

此者其々悪逆者已に先哲之所辨驗、萬人之
能知所にして今更申ニ及はずと雖とも今度此
影像ともを斬戮ニ付而者贅言ながら聊其罪
状を示すへし、抑此 大皇國之大道たるや
只々忠義の二字を以て其大本とする
神代以来之御風習なるを賊魁鎌倉頼朝
世に出て奉悩

朝廷不臣の手始をいたし尋て北条、足利に

※73頁

至而者其罪惡実ニ不可容天地神人與に誅する
所也、雖然當時天下錯乱名分紛擾之世
朝廷御微力にして其罪を糺し玉ふ事能す
遺憾豈可悲泣也、今彼等か遺物を見るに至而も
真ニ奮激に堪す、我々不敏なりと雖とも五百年昔之
世に出たらんには、生首引拔んものと握掌切齒片時
も止事能わす、今や萬事復古旧弊一新之時運
追々不臣之奴原之罪科を正すへきの機會也、故に

² 正しくは「宝篋院殿」。

我々申合先巨賊之大罪を罰し、大義名分を
明さんか為昨夜等持院ニある所之高氏始其子
之奴等之影像を取出し、首を刎て是を鼻首し
聊散旧来之蓄憤者也

亥二月廿三日

大將軍織田公ニ至り右之賊徒断滅す、些者愉快
というへし、然ルニ夫より爾来今世ニ至り、此奸賊に
猶超過し候者あり、其黨許多にして其罪悪足
利等之右ニ出へし、其等之輩真ニ旧悪を悔ひ
忠節を抽て鎌倉以来之悪弊を掃除し
朝廷を奉補佐て古昔に復し、積罪を贖ふの
所置なくんば、滿天下之有志追々大挙して可糺
罪科者也

右者三日之間さらし置者也

若取捨候者急度可行罪科ものなり

※74頁

京師ニおゐて

松平肥後守殿御達

當月廿二日夜尊

王之名義を假り、私意を以横行ニおよひ、足利三
將軍木像之首を抜取、鼻首いたし、種々雑言を
書頭し候聞有之もの召捕候畢竟

朝廷官位之重を不憚、奉輕蔑

天朝ニ至り有免難相成、猶吟味之上罪科ニ可

處事ニ候、乍去精忠正義實々尊攘を志候者者

朝廷ニおひて固より被遊 御満足

幕府ニ而も御採用相成候事ニ候得者聊無疑心、弥

忠義を可励候、若不心得之者過激之所業ニおよひ

京都を為騷候者有之候ハ、急度取鎮方可被取計候

一此度横濱港江英吉利軍艦渡来、昨年嶋津三郎義

江戸表出立掛生麦おゐて三郎家来英吉利人を

及殺害候儀ニ付、三ヶ條之申立何れも難聞屈筋ニ付、

其趣を以可及應接候間速ニ兵端を開キ候哉も難計

仍而者銘々藩塀之任ニ有之候ニ付、夫々備向手當方

茂可有之間、為心得相達候事

右者二月廿七日、松平春嶽殿被仰聞候段牧野備前守殿御達

亥三月廿六日夜

京都衣棚二条上ル所ニ而會津家被召捕候浪人人數

三輪田総一郎同居

江戸町医師

江戸兩國近ニ罷在候趣

師岡節齋

三拾五才